

「鶴瀬支店で2017年6月19日以降に取引される個人のお客さま向け特約」制定のお知らせ

当社鶴瀬支店では、上記特約を制定し、2017年6月19日より適用を開始いたします。

1. 本特約の適用範囲

- (1) 本特約は鶴瀬支店または当社本支店にキャッシュカード発行済の預金口座を保有する、個人のお客さま（事業用に利用の口座を除く）を対象とします。但し、「鶴瀬支店で2017年6月19日以降に取引を開始されるお客さま向け特約」が適用されるお客さまを除きます。
- (2) 本特約は、当社が別途定める各取引に係る規定（以下「原規定」といいます）と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがある事項は本特約の定めが適用され、本特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。
- (3) 本特約が適用されるお客さまが埼玉りそな銀行の鶴瀬支店以外の支店で取引する場合は本特約によらず、原規定を適用するものとします。

2. 本特約の内容

- (1) 本特約が適用されるお客さまは、鶴瀬支店の窓口で、印鑑取引に加え、キャッシュカードの暗証認証や生体認証による取引を行うことができます。
- (2) 原規定に記載の下記内容は全て変更後に読み替えしてください。

【対象となる原規定の該当箇所】

「カード認証による預金払戻し等に関する窓口取引規定」第4項（取引の種類）

変更前	変更後
<p>カード認証は同一名義口座における次の取引に利用することができます。</p> <p>① カード発行口座からの預金の払戻し等 ② カード発行口座と同一の印章を届出印鑑とする口座からの預金の払戻し等、定期預金の解約・書替（証書制を除く）、および投資信託・証券の売却 ③ サービスの申込み等によりカード発行口座と関連付けされた口座からの預金の払戻し等 ④ カード発行口座と同一印章を届出印鑑とする口座の開設 ⑤ 上記①～④に規定する口座への預入れおよび投資信託・証券の購入 ⑥ 上記①～⑤に規定する口座にかかる各種届出およびサービスの申込み ⑦ その他当社が定める取引</p>	<p>当店ではカード認証により次の本人口座に関する取引を行うこととします。但し、当店以外の当社本支店のキャッシュカードの場合、下記③・④、および⑤の一部の取引はお取り扱いできません。</p> <p>① 預金の払戻し、預入れ等 ② 定期預金の解約・書替 ③ 投資信託・公共債・証券等の売却および購入 ④ 口座の開設 ⑤ 上記①～④に規定する口座にかかる各種届出およびサービスの申込み ⑥ その他当社が定める取引 ⑦ 削除</p>

なお、当社では以下の支店においても同様の特約を制定しております。

支店名	特約名	適用開始日
東浦和支店	東浦和支店で2017年2月13日以降に取引される個人のお客さま向け特約	2017年2月13日

※ ご不明な点がございましたら窓口までお問い合わせください。
 また、特約をご入用のお客さまは窓口までお申し付けください。

2017年5月19日現在